

姫路市上下水道局管理規程第 12 号

令和 7 年 6 月 23 日

姫路市上下水道事業管理者 種 谷 康

姫路市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程を公布する。

姫路市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程

姫路市上下水道局事務分掌規程（平成 19 年姫路市企業局管理規程第 9 号）の一部
を次のように改正する。

第 9 条第 6 号を次のように改める。

(6) 下水道マネジメント課

ア 下水道整備に係る調査、計画及び調整に関すること。

イ 下水道施設（管路施設に限る。）の老朽化対策計画に関すること。

ウ 下水道事業に係る新たな官民連携手法の導入に関すること。

附 則

この規程は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。